

公益社団法人徳島県建築士会 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県建築士会（以下「本会」という。）定款第48条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の名称及び所管事項は、理事会の議決により定めるものとする。

(委員)

第3条 委員は、会員及び学識経験者のうちから募集し、会長が委嘱する。

2 委員会の委員は、それぞれ10名以内とする。

3 委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの事業年度末までとし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は原則として無報酬とする。

(委員長)

第4条 各委員会には委員長1名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 各委員会の議事のうち、本会への提言又は要望への案をとりまとめるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(補則)

第8条 各委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、それぞれの委員会でこれを別に定めることができるものとする。

(守秘義務)

第9条 各委員は、委員会を通じて得られた情報を委員長の許可なく外部に漏らしてはならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。